

第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第12回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和2年11月4日（水）

午前10時から

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

◇ 次 第 ◇

- 1 これまでの新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
- 2 これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る今後の重点的な取組について
- 3 本県における今後の新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備について
 - (2) 病床確保計画及び「みやぎアラート」の見直しについて
 - (3) 今後の検査体制について
- 4 その他
 - (1) 感染防止対策を踏まえた県内の経済活動について

< 配付資料 >

- 【資料 1】これまでの新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
 - 【資料 2】これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る今後の重点的な取組について
 - 【資料 3】新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備について
 - 【資料 4】病床確保計画及び「みやぎアラート」の見直しについて
 - 【資料 5】今後の検査体制について
 - 【資料 6】県内の観光事業者等に対する支援と観光動向
 - 【資料 7】新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について
- 【参考資料 1】「感染リスクが高まる「5つの場面」」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）
- 【参考資料 2】大規模イベントに係るクラスター対策について（厚生労働省・内閣官房事務連絡）
- 【参考資料 3】新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識
- 【参考資料 4】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（厚生労働省通知）
- 【参考資料 5】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（厚生労働省通知）

**宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿**

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	震災復興・企画部長	佐藤 達哉	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	(代理)環境生活部次長 小松 直子
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	佐藤 夏人	
〃	水産林政部長	小林 徳光	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	宮川 耕一	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	(代理) 警備部長 佐藤 孝治
〃	危機管理監	千葉 章	

所属	職	氏名	備考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
仙台市	危機管理監	木村 洋二	

(敬称略)

これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る 今後の重点的な取組について

令和2年11月4日
宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

社会経済活動が段階的に活性化し、継続的に感染が確認されている中で、特にクラスターの発生が県内の新規感染者数の増減に大きな影響を与えていく。

今後、感染拡大を防止していくためには、こうした発生事例も踏まえ、感染拡大の端緒となるようなクラスター発生を抑えていくことが、大変重要であることから、以下の項目について、全部局をあげて重点的に取り組むこととする。

1 感染リスクが高い場における感染防止対策の徹底

県内におけるクラスターの発生は、接待を伴う飲食店や酒類提供飲食店をはじめ、保育施設や児童関連施設、老人福祉施設、医療機関、専門学校など、長時間生活を共有する場などでも見られている。

こうした事例などを踏まえ、特に感染リスクが高いと思われる以下のような施設・場面における感染防止対策の徹底について、注意喚起を行っていく。

【注意を要するクラスターの発生要因等】

(1) 接待を伴う飲食店、酒類提供飲食店

- ・三密の環境
- ・マスク等を着用しない長時間の接待
- ・回し飲みなどの行為
- ・軽い症状がある従業員の勤務
- ・休憩室や営業時間後の行動（他店での飲食）での感染
- ・感染者が短時間で複数の店舗を飲み歩く行為
- ・感染者が情報等を明かさないことによる積極的疫学調査への支障
- ・無症状の感染者（利用客）から家族等への感染拡大

【注意を要するクラスターの発生要因等】

(2) 会食・懇親会

- ・マスク等の未着用
- ・近距離での飲食、会話
- ・大声での会話
- ・食器や箸等の共用、大皿料理の共有、回し飲みなどの行為
- ・長時間の滞在、二次会・三次会等の開催
- ・二次会等における予定より多い人数の参加
- ・職場、学校等への感染拡大

(3) 寄 (学校・会社)

- ・狭い空間での共同生活
- ・換気が不十分な同室内での飲食
- ・トイレ、浴室等の共用設備、共用物品を介した接触
- ・生活環境以外の学校・職場等への感染拡大

(4) 高齢者等の福祉施設

- ・密着して介助が行われる場面において、介助者がマスクを外し耳元で発声
- ・防護服等に関する従事者の習熟度の不足
- ・自ら症状を訴えることが困難な利用者における、症状発見の遅れ

(5) 医療機関

- ・患者毎の手袋交換の不徹底
- ・業務によっては職員との接触度合いが高く、密な状況が発生
- ・休憩室における会話、食事等
- ・消化器症状を有する患者が利用したトイレでの接触

(6) 専門学校等

- ・換気が不十分な狭い場所での発声、運動等
- ・マスク等の未着用

- 以上のような施設・場面のほか、全国の事例分析等により政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言を行った「感染リスクが高まる「5つの場面」」（参考資料1）や「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（参考資料3）についても周知を行っていく。

2 大規模イベントに係るクラスター対策の実施

令和2年10月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡（以下「事務連絡」という。）に基づき、県内（仙台市内を除く。以下同じ。）で開催される大規模イベントに係るクラスター対策については、以下のとおり行うものとする。

1 クラスター対策・分析の組織的体制の構築について

（1）通常時からの対応について

- ・ 県は新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内で発生した大規模イベントに係るクラスターの分析等を共有し、関係部局が所管する事業において新たなクラスターを発生させないよう、関係部局横断で対策を行うものとする。

（2）具体的なイベントへの対応について

- ・ 県は、これまで、イベントの関係部局において、大規模イベント開催に係る事前相談に応じるとともに、必要に応じて、感染防止策の徹底を注意喚起しているところであるが、今後もイベント主催者及び参加者の対策が徹底されるよう、引き続き、事前相談及び注意喚起を行うものとする。
- ・ 事前相談に応じた部局は、保健福祉部（保健福祉総務課）にイベントの概要を報告するものとし、保健福祉部（保健福祉総務課）はイベント開催地の保健所に対し、イベントの開催予定について情報提供を行う。
- ・ イベント主催者など関係者は、参加者の連絡先を事前に取得することやイベント中の座席表の保管等を行うことにより、感染が発生した際には、参加者への連絡や、参加者の連絡先及びイベント中の参加者同士の接触の状況等の情報を保健所や関係部局へ提供する等の協力をを行うものとする。
- ・ 参加者が当該保健所の管外から来場していた場合、県は濃厚接触者への連絡業務等に関して、必要に応じて、県内の他の地域や他の都道府県との調整を行うものとする。

2 国への報告について

県は、大規模イベントにおいてクラスターが確認された場合、保健福祉部において、関係部局と情報を共有するとともに、事務連絡別紙2のチェックリストを作成し、国へ報告を行うものとする。

なお、仙台市内において大規模イベントに係るクラスターが確認された場合は、仙台市からチェックリストの提出を受け、県が報告を行うものとする。

大規模イベント開催に係る対応フロー (イベント前(事前相談)・クラスター発生時)

イベント前(事前相談)

〈参加者の連絡先を事前に取得、座席表の保管等を行う〉

イベント主催者などの関係者

【事前相談】

- ・開催計画
- ・感染防止対策
- ・連絡先等

【内容確認】

- ・県方針を伝え必要に応じた助言等
- ・参加者の対策が徹底されるよう注意喚起

県
(本庁)

施設・事業の関係部局

保健福祉総務課

報告

(仙台市内)

仙台市

情報提供

県・仙台市 保健所(支所)(イベント開催地)

クラスター発生時

〈感染が発生した際に保健所や関係部局との連携体制を確保〉

イベント主催者などの関係者

【調査協力】

- ・参加者への連絡
- ・連絡先や接触の状況等の情報提供

【積極的疫学調査】 【クラスター分析】

県・仙台市 保健所(支所)(イベント開催地)

(仙台市内)

仙台市

報告

別紙2(チェックリスト)提出

県(本庁)
(新型コロナウイルス
感染症対策本部)

保健福祉部
(保健福祉総務課,
疾病・感染症対策室)

発生施設・事業の
関係部局

各部局

共有

国(内閣官房・厚生労働省・関係府省庁)

必要に応じて各団体に対してガイドラインの周知徹底、必要な助言

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ 同時流行に備えた体制整備について

1 今後の相談・外来診療・検査体制整備の基本的考え方

例年、季節性インフルエンザ流行期には、多数の発熱患者が発生しており、今年度は新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念される。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難であり、多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制整備を行うことが必要である。

宮城県においても、国の方針等を踏まえ、下記のとおり医療提供体制の整備を行う。

2 外来診療・検査体制整備のポイント(別紙1・別紙2参照)

(1) 発熱患者等は、今後はかかりつけ医等又は「受診・相談センター」に電話相談

- ・ 診療・検査医療機関である場合：自院で、診療・検査を実施
- ・ 診療・検査医療機関でない場合：医療機関が受診・相談センターや他の医療機関を紹介
- ・ かかりつけ医等がない・紹介先がない場合：受診・相談センターに電話相談

(2) 発熱患者等の診療・検査を行う「診療・検査医療機関」を指定

- ・ 418医療機関を指定済(11月3日時点)
- ・ 診療・検査医療機関のリストは、医療機関、受診・相談センター、医師会等で共有

(3) 県コールセンターを「受診・相談センター」と位置づけ、発熱患者等に診療・検査医療機関を紹介

3 更なる検査体制の拡大と医療体制の充実に向けて

現在、「地域外来・検査センター」が2箇所運営(栗原・大崎)されているが、各地域の実情に応じて「地域外来・検査センター」の設置を後押しするほか、「受診・相談センター」の窓口拡充や「診療・検査医療機関」の指定を促進するなど、引き続き検査体制の拡大と医療体制の充実に努める。

4 新しい体制への移行時期

令和2年11月5日

今後の検査体制について

検査需要の見通し	最大(ピーク時)
合計	8,012件／日
(内訳) 新型コロナウイルス感染症固有の検査需要	1,162件／日
(内訳) インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要 ※過去4年間のピーク時需要より算出	6,850件／日

最大(ピーク時) 1日 8,000件程度の検査に対応するため



- 診療・検体採取
 - ・各地域への地域外來・検査センターの設置
 - ・診療・検査医療機関580が所程度の指定期
- 検査能力 抗原定性検査3,600件程度
PCR検査5,600件程度を確保可能

分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

「5つの場面」に関する分科会から政府への提言

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

緊急事態宣言を解除後、ほぼ半年が経過しようとしている。今冬を
しっかりと乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必
要である。

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされて
いる公共交通機関での感染は限定的であると考えられる。本感染症の
伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるためには、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須である。

9月25日の分科会では感染リスクを高めやすい「7つの場面」を示し
た。その後、各自治体とのヒアリングなどを通してクラスターの分析がさ
らに進んだことから、今回、「5つの場面」に整理し、提示することにした。

さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られている
ことから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめた。

政府においては、「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを
下げながら会食を楽しむ工夫」を、国民・社会に幅広く伝わるよう発信し
て頂きたい。

感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

2

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 ②なるべく普段一緒にいる人と、
 ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わさず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
 （食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。）
※1 フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
 （例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）

・利用者に上記の留意事項の遵守や、

接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかつた。

3

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間における飲食

- 長時間における飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



4

(参考) 7月以降のクラスター等の発生状況の推移

分類(件)	7月	8月	9月	10月 ※10月21日時点 で公表されている 件数
接待を伴う飲食店	47	41	23	17
会食	37	37	21	19
職場	86	100	80	55
学校・教育施設等	42	80	44	25
医療・福祉施設等	56	194	79	46
その他	53	71	68	31
総計	321	523	315	193

* 報道等情報を元に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において作成。